

## 別記1（特定調達契約に係る一般競争入札公告例）

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

○年○月○日

岩手県知事 達 増 拓 也

### 1 工事概要

- (1) 工事名 ○○○○○○○○建築物
- (2) 工事場所 岩手県○市○町○○○
- (3) 工事内容
  - ア ○○○棟
    - (ア) 構造及び階数 ○○○○造○階建
    - (イ) 延床面積 ○○, ○○○. ○○平方メートル
  - イ ○○○棟
    - (ア) 構造及び階数 ○○○○造○階建
    - (イ) 延床面積 ○○, ○○○. ○○平方メートル
  - ウ 延床面積計 ○○○. ○○平方メートル
- (4) 工期 ○○○日間（又は「工期 ○年○月○日まで」）
- (5) 使用する主要な資機材
  - ア コンクリート ○, ○○○立方メートル
  - イ 鉄筋 ○○○トン
  - ウ 鉄骨 ○○トン
  - エ 板ガラス 約○, ○○○平方メートル
  - オ ケーブル ○○トン
- (6) 予定価格 ○, ○○○, ○○○, ○○○円（税抜）  
（特定共同企業体の場合）

### 2 入札参加資格

- (1) ○者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体であること。  
注 構成員の組合せ等は、発注される工事の内容により適宜記載する。
- (2) 特定共同企業体の各構成員は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
  - ウ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - カ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
  - キ 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告

示第427号) 第3条第2項の審査を受け、〇〇工事の資格基準に適合すると認められている者(以下「資格登録者」という。)であること。

ク 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

ケ 入札に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係がある者がいないこと(資本関係又は人的関係がある者同士が、1つの特定共同企業体を任意に結成している場合を除く。)

コ 1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある者でないこと。

サ 申請書の提出の日から落札決定の日までの間に、1に示した工事の請負に必要とする建設工事の種類について、法第28条第3項又は第5項の規定に基づき営業の停止(1に示した工事の入札の参加又は受注を禁止する内容を含まないものを除く。)を命ぜられた者にあつては、当該営業の停止の期間が経過している者であること。

シ 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員として本件入札に参加することはできないこと。

(3) 特定共同企業体の代表となる構成員(以下「代表者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 〇〇〇年4月1日以降に、元請として〇〇〇〇造で延床面積〇〇、〇〇〇平方メートル以上の〇〇の工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工したものに限る。)

注) 「又は出資比率が〇〇パーセント以上であるもの」等を用いることがある。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置することができること。

(ア) 1級〇〇〇〇〇〇又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 〇〇〇年4月1日以降に、元請として〇〇〇〇造で延床面積〇〇、〇〇〇平方メートル以上の〇〇の工事を施工した経験を有する者であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、〇〇〇工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了履歴)を有する者であること。

(エ) 代表者が申請書の提出の日において前3か月以上継続して雇用している者であること。

ウ 構成員のうちで出資比率が最大の者であること。

エ 〇〇〇工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が〇〇〇〇点以上であること。

注) 経営事項審査結果の総合評定値を入札参加資格とする工事の場合のみ記載する。

オ 〇〇工法に係る施工計画が適正であること。

注) 施工計画審査タイプの場合のみ記載する。

(4) 特定共同企業体の代表とならない構成員(以下「非代表者」という。)は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

ア 〇〇〇年4月1日以降に、元請として〇〇〇〇造で延床面積〇〇、〇〇〇平方メートル以上の〇〇の工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が〇〇パーセント以上のものに限る。)

注) 「特定共同企業体の構成員として施工した工事を含む」等を用いることがある。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に専任で配置することができること。

(ア) 1級〇〇〇〇〇〇又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 〇〇〇年4月1日以降に、元請として〇〇〇〇造で延床面積〇〇、〇〇〇平方メートル以上の〇〇の工事を施工した経験を有する者であること。

(ウ) 〇〇〇工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了履歴)を有する者であること。

(エ) 非代表者が、申請書の提出の日において前3か月以上継続して雇用している者であること。

ウ 出資比率が〇〇パーセント以上の者であること。

エ 〇〇〇工事に係る経営事項審査の結果に係る総合評定値が〇〇〇〇点以上であること。

注) 経営事項審査結果の総合評定値を入札参加資格とする工事の場合のみ記載する。

(単体の場合)

## 2 入札参加資格

注) (特定共同企業体の場合)の(2)及び(3)に掲げる要件を満たす者となるように記載する。ただし、単体の場合の危険負担を勘案し、(特定共同企業体の場合)の(3)に掲げる要件よりも厳しい要件を付すこともできる。

## 3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県出納局総務課入札担当 電話番号019-629-5058

(2) 入札等の方法 本件入札は、申請書の受付、入札等を岩手県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。なお、電子入札システムにより難しいときは、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得なければならない。

(3) 入札説明書の交付 〇〇〇年〇月〇日(〇)から〇〇〇年〇月〇日(〇)までの岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時まで入札情報公開サービス又はホームページ(<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/index.html>)に掲載すること。なお、本件入札に参加の申請をしようとする場合は、ホームページを確認し、最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

(4) 申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

(特定共同企業体の場合)

ア 本件入札への参加の申請をする者は、申請書のほか、特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写し(以下「申請書等」という。)を提出すること。

(単体の場合)

ア 本件入札への参加を申請する者は、申請書を提出すること。

(特定共同企業体の場合)

イ 電子入札システムにより参加する場合は、〇〇〇年〇月〇日(〇)から〇〇〇年〇月〇日(〇)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、〇〇〇年〇月〇日(〇)にあつては、正午まで)にアの申請書等を電子入札システムにより提出すること。なお、電子ファイルの容量の上限は、3メガバイトであり、この容量を超えるときは、(1)の場所にあらかじめ連絡し、アの申請書を電子入札システムで提出した上で、同日正午までにアの特定県営建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定共同企業体協定書の写しを書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

(単体の場合)

イ 電子入札システムにより参加する場合は、〇〇〇年〇月〇日(〇)から〇〇〇年〇月〇日(〇)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、〇〇〇年〇月〇日(〇)にあつては、正午まで)に申請書を電子入札システムにより提出すること。なお、電子ファイルの容量の上限は、3メガバイトであり、この容量を超えるときは、(1)の場所にあらかじめ連絡し、申請書が3メガバイトを超えるため電子入札システムにより提出できない旨を記載した電子ファイルを電子入札システムで提出した上で、同日正午までに申請書を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

ウ 電子入札システムによりがたく、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合は、〇〇〇年〇月〇日(〇)から〇〇〇年〇月〇日(〇)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで(ただし、〇〇〇年〇月〇日(〇)にあつては、正午まで)に申請書(等)を書面により(1)の場所に持参し、又は到達するよう書留郵便により提出すること。

注) 特定共同企業体の場合は「申請書等」、単体の場合は「申請書」とする。

エ 知事に提出された申請書(等)は、返却しないこと。また、〇〇〇年〇月〇日(〇)正午を経過した時以降は、申請書(等)の全部又は一部の差替え又は再提出を認めないこと。

注) 特定共同企業体の場合は「申請書等」、単体の場合は「申請書」とする。

(5) 工事費内訳書 入札参加者は、入札書に記載する入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書を作成すること。

(6) 入札書の提出場所及び提出方法

ア 電子入札システムにより提出する場合は、〇〇〇年〇月〇日(〇)午前9時から午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して電子入札システムにより提出すること。

イ 電子入札システムによりがたく、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合であって、持参により書面で提出するときは、〇〇〇年〇月〇日(〇)午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して(1)の場所に提出すること。

ウ 電子入札システムによりがたく、紙入札参加承諾願をあらかじめ知事に提出し、承諾を得た場合であって、郵送により書面で提出するときは、〇〇〇年〇月〇日(〇)午後5時までに(5)の工事費内訳書を添付して(1)の場所に到達するよう書留郵便により提出すること。

注) 通常は開札の日の前日までを受領期限とするが、開札の日の前日が休日のときはその前日を受領期限とする。

エ 提出した入札書及び工事費内訳書は、書換え、引換え又は撤回をすることができないこと。

オ 提出の期限を過ぎて到達した入札書及び工事費内訳書は、受け付けないこと。

(7) 開札の日時及び場所 〇〇〇年〇月〇日(〇)〇〇〇〇時〇〇分に(1)の場所で行うこと。

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無 無

(3) 資格登録者でない者の参加 申請書(等)を提出することができること。この場合における入札参加資格の確認は、開札の時において資格登録者であることを前提に行うこととし、その確認により入札参加資格があるとされた者であって開札の時において資格登録者でない者であるときは、開札の時において資格登録者であることを前提に入札参加資格があったとした確認は取り消すこと。

注) 特定共同企業体の場合は「申請書等」、単体の場合は「申請書」とする。

(4) 入札の無効 2に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書(等)に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

注) 特定共同企業体の場合は「申請書等」、単体の場合は「申請書」とする。

(5) 入札の無効(資格不適格) 工事費内訳書で積算した工事価格(税抜)及び入札金額は、一致していなければならないこと。一致していない場合は、入札を無効とすること。ただし、工事費内訳書で積算した工事価格(税抜)の千円未満の端数の整理をしたことにより一致していない場合は、無効としないこと。

(6) 落札者の決定方法 1(6)の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者であって、開札後に行う具体的入札参加資格の確認によって入札参加資格があると確認された者を落札者とすること。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、1(6)の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあること。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除する。

(金銭的補償の場合の記載・通常)

イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(役務的補償の場合の記載・例外)

イ 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第112条第2号に掲げる工事履行保証契約(付保割合が10分の3以上でかし担保特約を付したものに限り。)を締結した場合は、契約保証金の納付を免除すること。

(9) 1に示した工事に直接関連する他の工事の請負契約を1に示した工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する  
予定の有無 有 (随意契約により締結する予定の工事の範囲等は、入札説明書参照)

注) 予定の有無が無の場合は、( )書きは記載しない。

(10) 契約の締結 この公告に係る契約は、岩手県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結すること。

(11) 資料作成説明会の開催日時及び場所 ○○○年○月○日(○)○○時○○分 岩手県盛岡市○○町○○○-○ ○○○○  
○○○○○ 電話019-○○○-○○○○○

注) 施工計画審査タイプで資料作成説明会を実施する場合のみ記載する。

(12) 資料のヒアリングの日時及び場所 ○○○年○月○日(○)から同年○月○日(○)まで 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県○○部○○課○○担当 電話019-629-○○○○(直通)

注) 施工計画審査タイプで資料のヒアリングを行う場合のみ記載する。

(13) 現場説明会の日時及び場所 ○○○年○月○日(○)○○○○時○○分から 岩手県○○郡○○町○○-○ ○○○○

注) 現場説明会を行う場合のみ記載する。

(14) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(15) 入札参加に要する費用は、入札に参加することを希望する者の負担とし、本件入札が中止された場合であっても、当該費用は、補償しない。

(16) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

[工事名]

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system:

[電子入札システムによる申請期限]

(3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

[電子入札システムによる入札書提出日時] (Tenders brought by hand must arrive by [書面持参による入札書提出期限の日時], and tenders submitted by mail must arrive by [書面郵送による入札書提出期限の日時])

(4) Contact point for the notice: [照会先]

General Affairs Division, Bureau of the Treasury, Iwate Prefectural Government, 10-1 Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570 JAPAN TEL019-629-5058